



序 論

1

総合計画策定の趣旨

新宮町では、平成 23(2011)年度に 10 年間を計画期間として第5次総合計画を策定し、「人が輝き 快適に暮らせる 元気なまち 新宮」をまちの将来像に掲げ、その実現に向けて総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。この間、JR 新宮中央駅の開業や大型商業施設の進出、マンション・戸建住宅などの建設による急激な人口増加など、町の姿が大きく変化しました。これらの変化に対応するため、平成 27(2015)年度に将来予想人口の見直しや都市空間形成の方針変更など基本構想の見直しを行いました。

今後の 10 年間では、新たな開発の動きもあり引き続き人口は増加する一方、地域によっては高齢化や人口減少が進み、住民ニーズや地域課題の多様化など、行政運営は一層厳しくなることが見込まれます。その後は令和 22(2040)年頃をピークに人口は減少し、特に 20 年後から 30 年後には超高齢社会へと向かう大転換期を迎えることが予想されます。

そのため、今後の町の姿やあり方をしっかりと捉え、それに相応しい基本理念や将来像を定義するとともに、今後 10 年間の取り組みとして、『20 年後や 30 年後の社会情勢などを踏まえた準備期間としての方向性』と『引き続き発展性のあるまちづくりに対応した方向性』の 2 つの視点で整理した令和 3 (2021) 年度を始期とする、第6次新宮町総合計画を策定しました。

2

総合計画の位置づけ

総合計画は、まちづくりを進めるうえで最も上位に位置づけられる計画であり、まちづくりの目標とその実現に向けた方策を示しています。先に述べたように、今後 10 年間は、将来、町を取り巻く環境の大きな変化に対応するための準備期間として捉えており、20 年後、30 年後を見据えた将来的展望に立った策定を行っています。



3

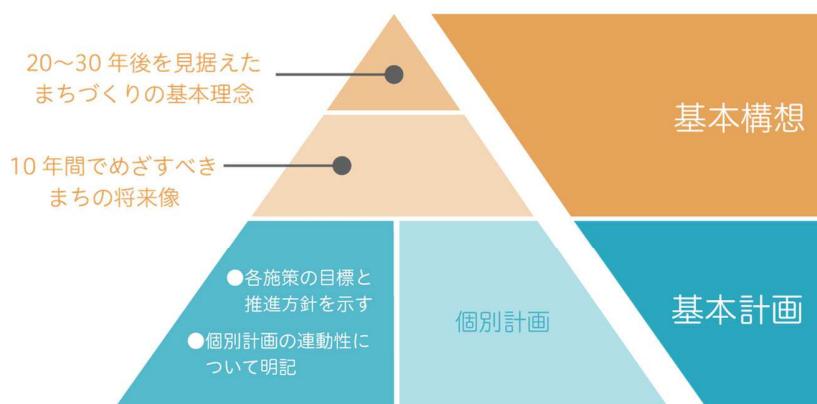
総合計画の構成と期間

基本構想

基本構想は、『20年後や30年後の社会情勢などを踏まえた準備期間としての方向性』と『引き続き発展性のあるまちづくりに対応した方向性』の2層構造を基本としており、計画期間の10年間は、長期を見据えた、将来に責任を持った持続可能なまちづくりを実現するための準備期間と位置づけています。

基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる目標の実現に向け、町が取り組むべき事業の方向性や施策を示すとともに、わかりやすい計画を心がけ、5年ごとに見直します。また、住民の役割や施策の達成度、個別計画との連携についても明記します。



令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------	------------------	------------------

基本構想

(令和3（2021）年度～令和12（2030）年度)

前期基本計画

(令和3（2021）年度～令和7（2025）年度)

後期基本計画

(令和8（2026）年度～令和12（2030）年度)

4

新宮町の特徴

位置

総面積は 18.93 km²で福岡県の北西部に位置し、南は福岡市、北は古賀市、南東は久山町の3市町に接しており、沖合 7.5 kmには玄海国定公園に指定された 1.22 km²の相島があります。また、福岡市に隣接していることから、住宅地としてのみではなく、商業地や工業地などの土地利用でも発展してきました。

豊かな自然環境

東部の立花山（標高 367m）や犬鳴山系、その周辺の丘陵地帯にクスノキをはじめとする常緑広葉樹が広く分布し、西部の新宮海岸には「楯の松原」と呼ばれる松林が広がり、大都市近郊としては良好な自然環境に恵まれています。

利便性の良い交通環境

九州の大動脈である国道 3 号と九州自動車道の他に、国道 495 号や県道筑紫野古賀線などの幹線道路、JR 鹿児島本線や西鉄貝塚線の鉄道が南北に走り、広域的なアクセスに恵まれています。

新宮町のなりたち

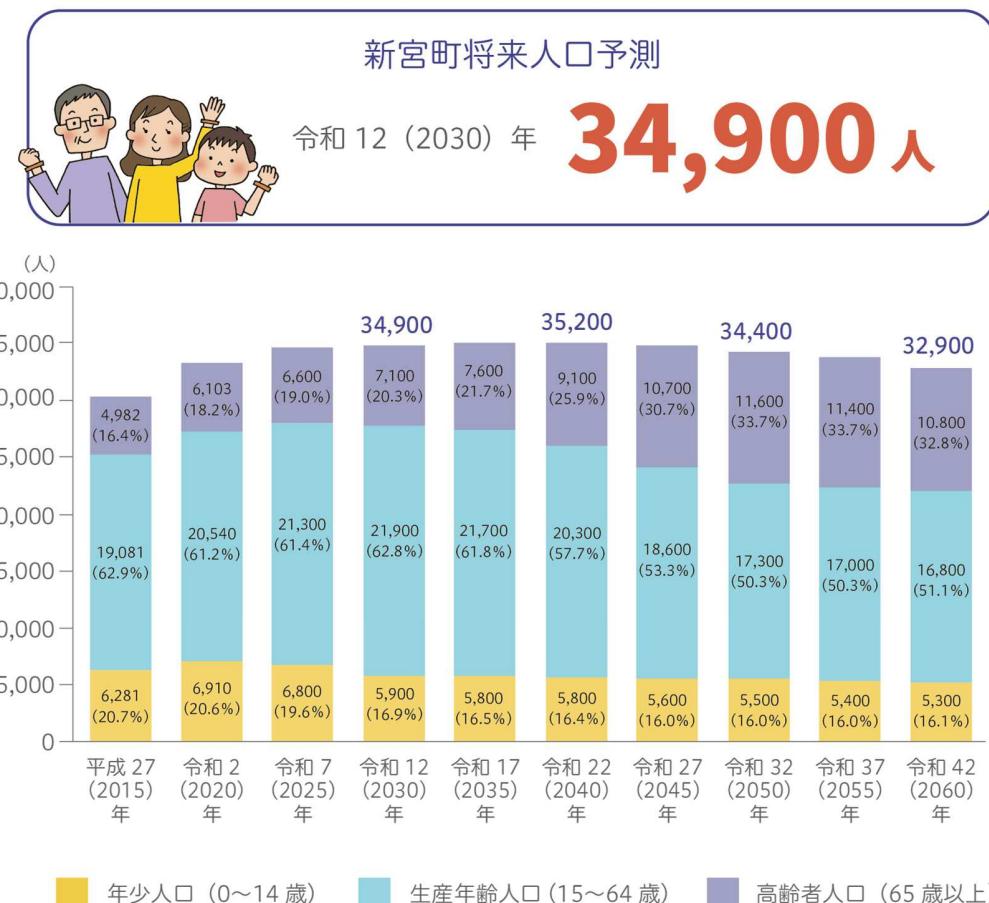
新宮町は旧筑前国にあたり、江戸時代には筑前黒田藩に属していました。その後、明治 4(1871) 年の廃藩置県を経て、明治 22(1889) 年 4 月に立花村（的野・立花口・原上・三代の 4 村合併）と新宮村（上府・下府・新宮・湊・相島の 5 村合併）の 2 村が誕生しました。その後、新宮村は昭和 29(1954) 年 11 月に新宮町となり、翌 30(1955) 年 4 月に町村合併促進法に基づき両町村が合併し、現在の「新宮町」が誕生しています。令和 2(2020) 年で合併 65 年になります。

5

まちの将来人口

総合計画における人口の推計は、各分野の基本計画を推進していくうえで根幹的な指標となるものです。全国的に人口が減少傾向にある中で、町の人口は大規模な宅地開発や分譲マンションの建設を受け、結婚を契機とした若年層や子育て世代の転入などにより増加を続けています。しかし、人口増加の大きな要因であった開発もピークを越え、令和 22(2040) 年まで緩やかに人口が増加したあと横ばいが続き、令和 27(2045) 年頃から徐々に人口が減少に転じることが予想されます。

人口の緩やかな増加傾向を考慮し、基本構想の目標年度である令和 12(2030) 年の将来人口を 34,900 人と想定します。



資料：第 2 期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンより

6

新宮町を取り巻く社会の動向

超高齢・人口減少社会の到来

我が国の総人口は、平成 20(2008)年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 32(2050) 年頃には 1 億人を切ると予測されています。また、年少人口と生産年齢人口の減少、老人人口の増加が世界でも類を見ない速さで進んでおり、人口構造が大きく変化しています。

一方、新宮町においては、西部・中部地域における大規模な宅地開発や分譲マンションの建設を受け、結婚を契機とした若年層や子育て世代の転入などにより増加傾向にあります。

しかし、今後は人口増加の大きな要因であった開発もピークを越え、将来的に人口が減少に転じることが想定される中、特に、同年代が集中している地域での急激な高齢化や空き家の増加などが懸念されます。また、東部地域や相島では、少子高齢化に伴う人口減少が進行しており、地域コミュニティの維持や空き家の増加、農漁業従事者の後継者不足などの課題が既に生じている地域もあります。

そのため、将来の人口減少を見据え、各地域の状況に応じた取り組みを展開することで、都市機能や地域の活力を維持し、暮らし続けることができる持続可能なまちづくりが求められています。

人権を取り巻く情勢

世界各地では、地域紛争や人種差別、排外主義（自国第一主義）などが顕在化してきています。これらは全て人権課題であり、この課題の解決に世界的な取り組みが求められています。

我が国でも、人権が確立された社会づくりをめざし、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）をはじめとする人権に関する法整備が進み、社会全体で人権問題に取り組もうとする気運が高まっています。

しかしながら、部落差別をはじめ女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などの人権問題に加え、インターネットによる個人に対する執拗な誹謗中傷などの人権侵害や性的マイノリティに対する偏見や差別などの問題は依然として存在しています。

近年、超高齢社会が進行し人口減少社会へ向かう中で、家庭や地域の相互扶助機能の弱まりは、家庭内での暴力や虐待などを招き、また、長引く経済情勢の低迷や人間関係の希薄化は、貧困や社会的孤立、職場環境でのハラスメントなどの問題を引き起

こしています。

さらに、多発する自然災害に起因する多くの人権課題や、進展する国際化による特定の民族、国籍、個人を排斥するヘイトスピーチなどの人権課題も顕在化してきています。

このように、人権問題は固定的なものではなく、社会情勢の変動に伴って新たな人権問題が発生する可能性があり、全ての施策に人権の視点から取り組むことが求められています。

安全・安心に対する関心の高まり

平成 17(2005)年の福岡県西方沖地震や、平成 21(2009)年の中国・九州北部豪雨、平成 23(2011)年の東日本大震災、平成 28(2016)年の熊本地震、平成 29(2017)年の九州北部豪雨など、近年、全国各地で地震、台風、局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害など、様々な自然災害が発生しています。

また、令和 2 (2020)年には新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、国内でも多くの人が感染しています。そのため、感染拡大防止を目的とした大規模なイベントなどの自粛や学校の休業などの対策がとされました。

このような自然災害や感染症問題に加えて、子どもや高齢者など社会的弱者を巻き込んだ犯罪や交通事故の増加、食の安全性の問題など、身近な生活での不安要素が増大し、危機管理への関心が高まっています。

新宮町においても、住民一人ひとりの危機管理意識の向上や、あらゆる分野の安全・安心に対するニーズに対応するとともに、非常時においても地域や関係機関と連携して、安全で安心して暮らせる環境づくりが求められています。

情報通信技術のさらなる進展

近年、スマートフォンやタブレット型端末などモバイル端末が急速に普及し、ネットショッピングやソーシャルメディアに利用されるなど、ICT(情報通信技術)は私たちの生活に欠かせないものとなっています。

また、IOT、ビッグデータ、AI(人工知能)などによる第4次産業革命が急速に進展し、医療・介護、農業、ものづくり及び防災など、様々な分野でその活用が進んでいます。

しかし、活用の分野が広がる一方で、情報ネットワークの接続障害や情報漏洩、システムへの不正侵入など、多くのセキュリティインシデントへの対応が求められています。

新宮町においても、情報セキュリティ対策に万全を期したうえで、ICTを活用した行政運営の効率化や地域住民との地域課題解決に向けて取り組むとともに、一層の情報セキュリティの強化が求められています。

環境問題の顕在化

大量の資源消費に起因する二酸化炭素排出量の増加などによる地球温暖化がもたらす気候変動、大規模な自然破壊などによる生物多様性の喪失、また、マイクロプラスチックによる海洋汚染など地球規模での環境問題が顕在化してきています。また、身近な問題として、地域の担い手不足のため、里地里山の荒廃が進んだことによる野生動物の都市部への出没や、災害発生リスクの増大が懸念されています。

新宮町においても、脱炭素社会・脱プラスチック社会の実現や豊かな里地里山の保全への取り組みなど、人と自然が共生できる社会の構築が求められています。

価値観・ライフスタイルの多様化

人口減少を背景として、我が国では平成22(2010)年頃から労働力の多様化が進み、さらに近年では加重労働を抑制し、所得の向上を図る「働き方改革」が提唱されるなど、仕事と家庭の両立をめざすワークライフバランスを重視する傾向にあります。さらに、令和2(2020)年から流行している新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅勤務やテレワーク、オンライン会議など新たな働き方が急速に浸透しました。また、昨今のグローバル化の進展により、今まで日本になかった文化や習慣が取り入れられ、さらに多様な価値観が形成されることが予測されています。

新宮町においても、様々な価値観がある中でワークライフバランスの実現や、一人ひとりが自分らしく自己実現できる社会を形成していく必要があります。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）の推進

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のこと、令和12(2030)年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。我が国においては、平成28(2016)年5月に政府内にSDGs推進本部が設置され、同年12月にSDGsの実施指針が決定されており、地方創生や地域共生社会の実現によって、経済や社会の発展、環境保全につながるような社会システムの構築が求められています。

新宮町においてもSDGsは、「持続可能なまちづくり」を推進し、地域や生活、さらには私たちの住む町がこれからもずっと住み良い町であり続けるために必要なものといえます。

SDGs（持続可能な開発目標）を実現するための17の目標とその内容

1 貧困をなくそう	貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等をなくそう 	人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 住み続けられるまちづくりを 	住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任 つかう責任 	つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う	14 海の豊かさを守ろう 	海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に	安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさも守ろう 	陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギーをみんなに そしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に 	平和と公正をすべてのひとに 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も	働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		



